

狛江市公式ツイッターアカウント運用ポリシー

平成 27 年 1 月 29 日

(目的)

第 1 条 このポリシーは、狛江市（以下「市」という。）企画財政部秘書広報室（以下「秘書広報室」という。）が狛江市公式ツイッターを市民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 このポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ツイッター ツイッター社 (Twitter Inc.) が運営するインターネット上のサービスで利用者が「ツイート」とよばれるつぶやきを投稿し、双方向のやりとりを行うものをいう。
- (2) 狛江市公式ツイッター 市が発信主体となり、「狛江市ソーシャルメディア活用ガイドライン（平成 26 年 12 月 25 日策定。以下「ガイドライン」という。）の規定に基づき、秘書広報室が運用するツイッターをいう。
- (3) アカウント 利用するサービスにログインするための利用者権限のことをいう。
- (4) 狛江市公式ツイッターアカウント運用ポリシー アカウントの運用方針及び取決めをいう。
- (5) 前各号に規定するもののほか、このポリシーにおいて使用する用語の意義は、ガイドラインの例による。

(運用・管理主体)

第 3 条 狛江市公式ツイッターの運用主体は、秘書広報室とし、アカウントの登録、情報発信、情報管理等を行い、運用の適切な管理者として、企画財政部秘書広報室長（以下「秘書広報室長」という。）を置く。

(アカウント)

第 4 条 狛江市公式ツイッターのアカウント登録内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ユーザー名 KomaeCity
- (2) 登録メールアドレス kohot01@city.komae.lg.jp
- (3) その他の事項については、秘書広報室長が別に定める。
- (4) パスワードは、他のソーシャルメディアサービスのパスワードと同一又は類似しないものとする。

(発信する内容)

第5条 狛江市公式ツイッターは、次の各号に掲げる情報を発信する。

- (1) 市のイベント情報、新たな施策その他市政一般情報
- (2) 市民の生命・安全に影響を及ぼすおそれのある災害等に関する情報
- (3) その他秘書広報室長が適当と認める情報

2 市は、情報発信した内容に誤りがあった場合は、直ちに発信した内容を削除するとともに、訂正した内容を改めて発信するものとする。

(制限事項)

第6条 狛江市公式ツイッターを運用していく上での制限事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 投稿者の投稿表示（フォロー）を行うこと。ただし、他課が運用する市公式アカウントやその他の公共機関等が運用する公式アカウントで、フォローすることにより市民への有益な情報提供に有効であると秘書広報室長が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 特定の事業者又は個人に対する連絡手段として使用すること。

(なりすまし等の防止)

第7条 市は、第三者による狛江市公式ツイッターのなりすまし等（以下「なりすまし等」という。）を防止するため、狛江市公式ツイッターのアカウント情報を狛江市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に常時掲載し、狛江市の公式アカウントであることを明示する。

2 市は、なりすまし等を発見した場合は、直ちに市ホームページ等において、なりすまし等が存在することへの注意喚起を行うものとする。

3 なりすまし等を防止するため、公式アカウントの認証取得申請を行う。

(知的財産権)

第8条 市が狛江市公式ツイッターに掲載している情報（文書、写真等）（以下「狛江市公式ツイッター掲載情報」という。）に関する知的財産権は、市又は原作者に帰属するものとする。ユーザーは、狛江市公式ツイッター掲載情報について、私的使用のための複製、引用等著作権法（昭和45年法律第48号）で認められた場合を除き、無断で複製又は転用することはできない。

(アカウントの停止又は削除)

第9条 市は、ツイッターのシステム上の問題、運用に支障を来たす事態が発生する等、狛江市公式ツイッターを継続して運用することが困難な場合においては、市ホームページにおいてその理由を明示し、アカウントを停止又は削除することができる。

(遵守事項)

第10条 狛江市公式ツイッターの運用にあたっては、市が別に定めるガイド

ラインを遵守する。

(その他)

第 11 条 このポリシーに定めるもののほか、必要な事項は別に定める。